

## 総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

### 1 日時

平成25年3月22日（金曜日）

午前10時2分開会、午後0時9分散会

（うち休憩 午前10時14分～午前10時19分、午前10時22分～午前10時22分、  
午前11時11分～午前11時13分、午前11時15分～午前11時16分、  
午前11時49分～午前11時50分）

### 2 場所

第1委員会室

### 3 出席委員

五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木努委員、佐々木大和委員、  
工藤勝子委員、伊藤勢至委員、名須川晋委員、及川あつし委員、久保孝喜委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

村上担当書記、今担当書記、石田併任書記、清水併任書記、坂本併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 秘書広報室

稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、八重樫調査監、小友秘書課総括課長、  
高橋広聴広報課総括課長

#### (2) 総務部

加藤総務部長、根子総務部副部長兼総務室長、小山総合防災室長、  
田中総務室入札課長、渡辺総務室放射線影響対策課長、堀江人事課総括課長、  
八重樫予算調製課総括課長、大槻法務学事課総括課長、  
岡崎法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、  
永田税務課総括課長、新屋管財課総括課長、會川防災危機管理監、  
小畑総合防災室防災消防課長、佐藤総務事務センター所長

#### (3) 政策地域部

中村政策地域部長、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、  
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室首席 I L C 推進監、  
西村国体室長兼国体課長、保政策推進室政策監兼 I L C 推進監、  
五月女政策推進室評価課長、平野政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、

紺野市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、  
畠山NPO・文化国際課総括課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、  
野中地域振興室交通課長、菅原国体室施設課長

(4) 復興局

高前田理事兼復興局副局長、蓮見復興担当技監兼まちづくり再生課総括課長、  
宮総務課総括課長、森企画課総括課長、  
渡邊まちづくり再生課まちづくり再生課長、伊藤産業再生課総括課長、  
鈴木生活再建課総括課長

(5) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、細川職員課総括課長

(6) 監査委員事務局

門口監査委員事務局長、小原監査第一課総括課長

(7) 警察本部

高橋警務部長、西野警務部参事官兼警務課長、古澤警務部参事官兼会計課長、  
青柳生活安全部参事官兼生活安全企画課長、田鎖交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

ア 受理番号第63号 被災地の早期復旧・復興のための必要な地方財政の確立と事業  
執行体制の安定的な確保を求める請願

(2) 議案の審査

ア 議案第21号 情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例

イ 議案第22号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

ウ 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第24号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

オ 議案第40号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第44号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

キ 議案第89号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関す  
る条例の一部を改正する条例

(3) 請願陳情の審査

ア 受理番号第65号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充  
実を求める請願

イ 受理番号第66号 被災ローンの法整備を求める請願

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

## 9 議事の内容

○**五日市王委員長** おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

伊藤委員はおくれるとのことですので、御了承願います。

この際、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**加藤総務部長** 昨年7月4日に発生いたしました岩手県防災航空隊水難救助訓練事故につきましては、岩手県防災航空隊水難救助訓練事故検証報告書等を踏まえ、事実関係を十分確認した上で、昨日総務部の管理監督者であります私自身を含め、関係職員に対する処分を行いました。当該事故が発生いたしましたことは、安全を第一に活動すべき県防災航空隊に対する県民の信頼を裏切るものでございまして、極めて遺憾であります。

改めまして、御遺族の皆様に対し、哀悼の意を表しますとともに、二度とこのような事故を起こさないよう安全管理の徹底を図ってまいります。以上でございます。

○**五日市王委員長** これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

なお、本日の日程であります、受理番号第63号被災地の早期復旧・復興のための必要な地方財政の確立と事業執行体制の安定的な確保を求める請願につきましては、当総務委員会のほか、商工文教委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、商工文教委員会との協議が必要になる可能性があるため、商工文教委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

それでは、受理番号第63号被災地の早期復旧・復興のための必要な地方財政の確立と事業執行体制の安定的な確保を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち、1、2及び4でありますので、御了承願います。

当局から参考説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 受理番号第63号、被災地の早期復旧・復興のための必要な地方財政の確立と事業執行体制の安定的な確保を求める請願について、お手元に配付しております資料に基づき参考説明を申し上げます。

まず、請願事項1に関しまして、復興に必要な財源の持続的確保についてであります、総務委員会資料の1、復旧・復興に係る地方財政措置について、従前の復旧・復興に係る地方財政措置におきましては、国費による措置の拡充、具体的には補助率の引き上げ等を図った上で、残る地方負担分について起債により資金手当てをし、後年度その元利償還金の一部が交付税で措置されるものでありましたが、今般の東日本大震災津波では、矢印の右でございまして、これまでにない異例の対応として、地方負担分について、地方債では

なく震災復興特別交付税で措置する制度が創設されたところでございます。この震災復興特別交付税につきましては、補助、直轄事業以外にも県単独の災害復旧事業などが対象となっているところであり、請願事項4にも関連しますが、復旧・復興のための職員の確保の経費、具体的には他県からの派遣職員や新採用職員に要する経費についても措置されるものであります。この震災復興特別交付税につきましては、通常の地方交付税とは別枠で確保されており、資料中段の国の予算の状況にありますとおり、平成25年度の地方財政計画においても、平成24年度並みの6,198億円が確保されております。

次に、請願事項1の地方交付税の保障と、請願事項4の地方公務員賃金引き下げに関連し、普通交付税と臨時財政対策債の本県交付額の推移について参考説明を申し上げます。

資料の2、普通交付税と臨時財政対策債の本県交付額の推移のところでございます。普通交付税と臨時財政対策債の本県交付額は、平成15年度には3,000億円程度でしたが、平成16年度から平成18年度までの間、三位一体の改革により大きく減少することとなりました。中でも平成16年度は、いわゆる交付税ショックによりまして、単年度でおよそ300億円の大幅な減額となったものであります。このような減少傾向は、平成20年度まで続きましたが、平成21年度から平成23年度にかけては、リーマンショックを受けた経済対策との中で、地方財源の実質的な拡充が図られ、本県の交付額もある程度回復してまいりました。

平成25年度当初予算におきましては、県として税収の伸びが見込まれたことから、あらかじめ交付税の減少を見積もって予算編成作業を進めておりましたが、これに加えて、地方財政対策の決着において、給与削減を前提とした臨時特例が盛り込まれることとなり、この影響を反映したことにより、対前年度で110億円程度の減少となる2,657億円の見込みとなったものであります。

なお、総務省が提示した試算方法に基づく給与削減による影響額は、資料の下段にありますとおり、マイナス75億円程度となっております。一方、地域の活性化など、緊急課題の対処のため、普通交付税の算定上の費目として、仮称でございますが、新たに地域の元気づくり事業費が設けられることとなりましたが、この分の増として23億円程度を見込んでおり、これらを合算した実質的な交付税の減少はマイナス52億円程度と試算しているところであります。以上で参考説明を終わります。

○堀江人事課総括課長 続きまして、給与の減額支給措置の要請内容等について御説明申し上げます。お手元に配付しております資料、全部で5ページございます、1ページから3ページが、本年1月24日の閣議決定を踏まえた総務大臣通知でございます。

1ページの中ごろでございますが、記載しております一方でというところでございますが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であるとし、1ページの下の方で網かけをしておりますが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速や

かに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されているところであります。

国家公務員の給与減額支給措置の内容につきましては、資料の4ページをお開きください。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要という資料でございますが、この中の一般職の減額の内容としましては、Ⅱの太枠で囲んでおります給与減額支給措置の1、一般職給与法適用者の部分でございます。具体的には(1)の俸給月額につきましては、職位に応じて9.77%から4.77%の減額、(2)の管理職手当につきましては、一律10%の減額、(3)の期末手当及び勤勉手当については、一律9.77%の減額、飛びまして(5)の地域手当等の俸給月額に連動する、いわゆる定率の手当につきましても、減額後の俸給月額等を基礎として算出するといった内容になっているところでございます。

次に、地方公共団体に対する具体的な要請内容でございますが、資料5ページをお開き願います。地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方についてという資料でございますが、国の給与減額支給措置に準じた取り組みが求められておりまして、この資料の3、2に準じた取り組みの(2)の具体的取組の目安であります。給料でございますが、平成24年度における国の給与減額後を基準としたラスパイレス指数と、給与減額前を基準とした参考値の差の部分について引き下げを要するとされているところでございます。

本県の場合は、ラスパイレス指数は107.1ポイント、参考値が99.0ポイントとなっておりますので、国よりも給与水準が高くなっている部分、すなわちラスパイレス指数が100ポイントを超える部分の7.1ポイント相当分について、引き下げが必要とされているところでございます。また、諸手当につきましては、給料月額に連動する、いわゆる定率手当、期末・勤勉手当、管理職手当、給料の特別調整額について、国と同様の減額措置が要請されているところであります。

なお、減額の実施時期につきましては、4のスケジュールにございますとおり、遅くとも平成25年7月からの施行とされております。その他総務省におきましては、各地方公共団体の取組状況等について、随時調査の上公表するとされております。以上で参考説明を終わります。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の扱いは、いかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

商工文教委員会においては、採択と決定したとのことであります。先ほど採択と決定いたしましたこれらの請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、商工文教委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○五日市王委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。

これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

商工文教委員会においては、修正なしとのことであります。

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については、当職に御一任願ひます。

次に、議案の審査を行います。初めに、議案第 21 号情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岡崎私学・情報公開課長 議案第 21 号情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。お手元の議案（その 2）の 1 ページをお開き願ひます。

なお、条例案の内容等につきましては、便宜お手元に配付しております、議案第 21 号情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱により説明いたします。

まず、1 の改正の趣旨についてでございますが、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。国有林野事業特別会計が平成 25 年 4 月 1 日をもって廃止され、国有林野事業が国営企業でなくなることから、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定から、国の経営する企業の文言を削るものであります。

3 の施行期日についてであります。この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 22 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**堀江人事課総括課長** 議案第 22 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 3 ページをお開きください。

なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第 22 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第 1 の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み、知事及び副知事の平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間に支給されるべき給料を減額しようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容についてであります。知事及び副知事に、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間に支給されるべき給料は、知事にあつては月額 105 万 4,000 円、

副知事にあっては月額 86 万 4,000 円にしようとするものであります。

最後に、第 3 の施行期日についてであります。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 40 号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**堀江人事課総括課長** 議案第 23 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 40 号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しておりますそれぞれの条例案要綱により説明させていただきます。議案書のほうとあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、議案第 23 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。配付しております資料の議案第 23 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱の第 1 の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み、管理または監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容についてであります。平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間、給料の特別調整額の月額について、副部長級以上の職にある職員については 100 分の 25、総括課長級の職にある職員については 100 分の 15 を減じた額としようとするものであります。

最後に、第 3 の施行期日についてであります。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第 40 号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

について御説明申し上げます。飛びますけれども、議案（その2）の62ページをお開き願います。また、配付しております議案第40号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱をごらんいただきたいと思います。

第1の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み、管理または監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。平成25年4月から平成26年3月までの間、教育職給料表4級の適用を受ける校長の管理職手当の月額について、職責に応じ100分の25または100分の15を減じた額としようとするものであります。

最後に、第3の施行期日についてであります。この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 何点か伺います。きょう冒頭、受理番号第63号の請願陳情については、我が会派も、地方自治の本旨を曲げかねない今回の措置については問題があるだろうというような観点から、受理番号第63号の請願については賛成をいたし、政府に対して改善を求めたいと思っております。その関連で、今議案第23号及び議案第40号の議案の説明がございましたけれども、我々としても非常に悩ましい問題だと思っております。

そこでお伺いしたいのは、議案第23号及び議案第40号の措置を講ずることによって、県財政への影響額はどのようになるのかというのが1点。

2点目は、先ほど配付されました平成25年1月28日付の総務大臣通知であります。一番下に、地方公務員法第59条（技術的助言）ということですので、いわゆる義務ではないというふうにも理解できるわけですが、本県として、この通知に基づいて、このような対応をしようとした理由、もしこの通知どおり行わなかった場合に、何かしらの財政的なペナルティーが実質的に後日あり得るのかどうか、そこら辺を含めて説明をいただきたいと思っております。

○堀江人事課総括課長 まず、今回の特別調整額、あるいは管理職手当を減額することによる影響額につきましては、これにつきましては普通会計ベースでございますが、1億3,000万円程度というところでございます。

次に、先ほどの請願の説明をした際のお話でございますが、いわゆる地方交付税の減額に伴う給与の削減が要請されているところでございますが、それとは別に今回特別調整額等を減額する提案をさせていただいている趣旨は、本県の厳しい財政状況を踏まえまして、期間を区切った形で管理職の皆様に対して御協力をいただくということで、先ほど議決いただきました特別職も含めて、このような厳しい財政局面に対応するというもので今回御提案させていただいているところでございまして、先ほどの請願の際の国からの要請に基づくものではないということ御理解いただければと思っております。

なお、先ほど国からの要請に基づく給与減額がされなかった場合はどうなるかと、ペナ

ルティーンというお尋ねもございましたが、これについては今のところ国のから何も示されてはおりません。以上でございます。

○久保孝喜委員 財政の影響額は、今御答弁いただいたわけですが、平均的にどれぐらい減額されるのか、それをまずお示しいただきたい。

○堀江人事課総括課長 1人当たりの影響額ということでございますが、対象者の平均になります。年間12万6,000円程度と見込んでおるところでございます。

○久保孝喜委員 財政事情に鑑みての今回の減額に係る条例改正だと、こういうことなのですが、最初に人事委員会にお尋ねしたいわけですが、議会に対して、この条例に対する意見が出されております。その中で、本県の財政事情と諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますという文言がありますけれども、そのやむを得ないとした具体的な根拠は何でしょうか。

○細川職員課総括課長 本県の財政事情と諸般の情勢に鑑み行う、やむを得ない事情ということのお尋ねでございますが、今般の特別調整額、管理職手当の減額につきましては、先ほどございましたとおり、財政事情プラス本県の事情のほかには、やはり全体的な県の経済的情勢もございます。今般の措置については、一応1年間という期間を区切った措置というふうにご覧いただいておりますので、特例的な措置だろうということをやむを得ないものと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 人事委員会のこうしたやむを得ないという回答、しかもそれが特例的であり、財政事情があるということをお前提にして、常にそういう立場をとり続けると、人事委員会そのものが本来持っている役割というもの事実上担保されなくなってしまうのではないかと危惧を持つわけですが。そもそもこの制度そのものが、そうしたあれこれの事情の中で、常に特例があり、例外があり、突発的な事情ができてということで変えられてしまうのであれば、そういうことをしかも人事委員会が容認するのであれば、これは制度そのものの根幹にかかわる問題だと私は思うわけですが。

そこで、人事委員会がこれまで行ってきた勧告と今回の減額についての乖離というか、差というか、そういうものについてはどのようにあるべきだと考えているのかお示しをいただきたいと思います。

○細川職員課総括課長 今般の特別調整額及び管理職手当の減額措置につきましては、一応1年間の期限を区切ってというものでございますけれども、実質的には人事院勧告制度に基づかない異例の措置であるということと、それから実質的には平成17年4月から引き続いて実施されている実態にあるところでございますので、当委員会といたしましては、その点を考えれば、早期に勧告に基づく給与水準が確保されることを望んでいるところでございます。

○久保孝喜委員 かなり限界感がにじみ出ているわけですが、当局にお尋ねをいたしますが、今震災復興に向かって、職員を含めて幹部職の皆様方も一丸となって努力をされているさなかに、こうした減額をやるということの意味を、マイナス面をどのように払

拭しようとしているのか。ただ下げればよいというだけの話ではもちろんないわけでしょうから、その辺の考え方をぜひお示しをいただきたいと思います。

○堀江人事課総括課長 特別調整額と管理職手当を減額するということになりまして、やはり対象となる管理職の皆様には大きな負担を強いるということは、これは事実でございますし、認識しているところでございます。しかし、一方で県政を引っ張っていく管理職の皆様方については、高いモチベーションを持ちながら、久保委員からもお話があった震災復興等に取り組んでいるところでございまして、そのような中で、私どもとしても、そういった管理職の背中を押せるようなモチベーションの維持、あるいは向上を図れるような対応を我々としても努力していきたいと思っておりますし、当然管理職の皆様も、県民の皆様からそういう期待を持たれているということも十分理解しているところでございますので、その中で私どもも一所懸命に応援していきたいと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 毎回こういう減額措置がされるたびにモチベーションの問題が話題になって、しかも答弁は常に努力をしていくという話で終わるわけですが、具体的に何ををもって応援していくのか、モチベーションを上げていく手だてとするのかというのはほとんどわからないわけです。見えてこない。それを言っても仕方がないので、最後にしますが、管理職の引き下げというのは、いわゆる管理職ではない一般職員に対する波及ということも懸念されるわけですね。管理職がこれだけ減額しているのだから、おまえたちも頑張れと言わんばかりの話が次に来るのではないかというふうに私は危惧もするわけですが、その点については、今の段階ではどのように考えているのかお示してください。

○堀江人事課総括課長 現在提案しております内容につきましては、あくまでも管理職の特別調整額、管理職手当の減額について御提案申し上げているところでございます。久保委員からお尋ねがございました、これは先ほどの請願とも関連するかと思いますが、国から要請を求められている給与の減額というお話になるかと思いますが、これにつきましては、本会議等で知事がお答えしておおり、一つは、今後の県の財政運営の状況にどう影響するか、あるいは同じような要請が全国になされておりますが、そういった他の都道府県の状況、このようなものを鑑みながら実施の有無についても慎重に検討する必要がありますかと考えております。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**堀江人事課総括課長** 議案第 24 号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 6 ページをお開き願います。

なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第 24 号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第 1 の改正の趣旨についてであります。人事院の退職給付の官民比較調査等を踏まえ、国家公務員の退職手当の官民格差の解消を図る趣旨で、退職手当の支給額を引き下げる内容の法改正がなされ、本年 1 月 1 日から施行されたところであります。本県においても、その趣旨を踏まえ、国の例に準じて退職手当の額を引き下げるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容についてであります。まず 1 であります。退職手当に係る官民均衡を図るため、条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に調整額を乗ることとしているところであります。その調整率を国に準じて 100 分の 104 から 100 分の 87 まで引き下げようとするものであります。2 及び 3 については、1 の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

最後に、第 3 の施行期日等についてであります。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。また、経過措置としまして、表にございますとおり、調整率については段階的に引き下げようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木努委員** たしか一般質問の際も同じ質問が出たと思うのですが、ちょっとメモをしていなくて、この調整によって生ずる 1 人当たりの影響額はどのようになっているのでしょうか。

○**堀江人事課総括課長** 職員 1 人当たりの影響額についてでございますが、さまざまな職位の職員がございますが、一例としまして、行政職 5 級、主任主査級ということで、定年退職した場合の退職手当額をモデル的に試算しますと、現行制度では支給額が 2,540 万円程度の支給になっておりますが、第 1 段階の引き下げによりまして、これが 2,402 万円程度になりますので、138 万円程度の減額、第 2 段階の引き下げになりますと、2,264 万円程度になりますので、276 万円程度の減額、制度完成時の平成 26 年 7 月以降になりますと、支給額が 2,149 万円程度になりますので、391 万円程度の減額となることを見込まれております。

○**佐々木努委員** これは、国との比較は出ているのですか。

○堀江人事課総括課長 基本は国の制度設計に合わせておりますので、ただし国の場合は、本年1月1日から施行しておりますが、岩手県の場合は4月からということですが、その後の経過措置については、国の経過措置の期間に合わせて、順次減額していくものでございます。したがって、もちろん職員一人一人の給与は異なっておりますので、それぞれの支給額について、当然国、県の差はあるのでございますが、基本的な考え方は同じでございます。

○及川あつし委員 これも国の例に準じて行うということですので、痛しかゆしのものがあるかと思うのですが、何となく安倍政権が民間に対して給料を上げてくれるように要請を一方でしつつ、官民格差という観点からこういうことをやられているのでしょうか、何となく理解をするのに時間を要するなというのを感じているところでありますが、お尋ねしたいのは、今堀江人事課総括課長からは、施行期日等の説明の中では、第1段階、第2段階、第3段階というような表現でありましたけれども、この期間の区切り方、年度途中で、例えば第1段階であれば9月30日、第2段階は6月30日、最後の制度設計の完了が7月1日、年度の途中でこういう区切りがなされています。全国的に問題になった、特に教職員が卒業間際に退職金の関係からやめてしまう云々という話が大変に問題視されて、やめられた先生方を責めるわけにいかないような気もしながら複雑な思いで見ているのですけれども、こういう期間を設定することで、また同じような問題は生じないのでしょうか。

また、そういう問題が生じないように、国の例に準じてやったとおっしゃっていますけれども、たしか私の記憶では、政府のほうも国会で立法措置がおくれたことによって、いろんな影響でこういう事態になってしまったという経過があると思うのですけれども、その期間については、何かもうちょっと工夫できないのでしょうか。その点について所感をちょっとお願いします。

○堀江人事課総括課長 他県では、今及川委員から御指摘がございましたとおり、本年の4月以前の時期で施行するというのもございまして、駆け込みの退職者が出たというのはそのとおりでございます。そういったこともございまして、本県では職員に対する周知期間も必要ということも含めまして、あるいはよく説明する必要があるということで、施行時期を4月1日にしたところでございます。

その後の経過措置の区切りをどうするのかというお尋ねについてでございますが、今後職員に対する周知を徹底していく中で、そのような駆け込みのような形での退職というのはいないものと我々は理解しております。また、仮に経過措置の区切り方を、例えば年度単位とかにした場合、これはこれで、当然ながらそのための多額の財源が必要になってまいります。そのようなこともございまして財政状況、あるいは国の制度に準じて速やかに対応すべしという観点から、今回このような経過措置を設けさせていただいたところでございます。

○及川あつし委員 答弁としてはやむを得ないのでしょうかね。そういう考え方でこのよう

にやるということ。

もう一点お伺いしたいのは、こういう経過措置をとることによって、財政的な面での観点からやられている部分もあると思うのですけれども、結果として早期退職勧奨に実質的になるのかなとも思わざるを得ないのですが、その点については人事管理上、もう一方で何かその影響を見込んで定数計画でしたか、そういうものもあわせて見直すことがあるのでしょうか。その点についてもお伺いします。

**○堀江人事課総括課長** 早期の勧奨退職といえますか、そのようなことにつきましては、私ども、今震災復興に向けて最大限努力しているところでございまして、やはり人材の確保という観点からも、できるだけ確保していきたいという観点からは、できるだけ多くの方々にしっかり定年まで働いていただきたいと、そういった形で考えていきたいと思っております。今回の経過措置を講じたところで、そのような途中での退職といったことは、それも多くないのかなと思っております。

早くお辞めになっても、県職員としての生涯賃金から見ると、やはり定年まで勤められたほうが生涯賃金として高くなるわけでございますので、そういうことも含めて、職員にはお話し申し上げていきたいと思っております。定数管理上も、現在は震災復興という中で、復興需要分については増員を考え、その他の業務につきましては、平成23年度ベースを現状として、その維持を図っていくということで体制強化に努めており、これについても変更はございません。

**○久保孝喜委員** 相変わらず同じような問答になってしまうわけで、非常にむなしいわけなのですが、そもそも国の法律改正が今年の11月16日の解散当日に、たった1日の審議で、1日といっても何時間かの審議で決まったということで、地方公共団体がある意味振り回されているような事態になっているわけです。たまたま本県にあっては、担当の皆様方の御努力もあったのでしようけれども、本来今年度内にやらなければならなかったものを4月1日に延ばして、何とかそれは年度末の混乱を回避したという点では私も評価をしたいわけですが、しかし下げることには変わりはない。しかも、今説明のあった経過措置の中では、年度途中の率の変更ということがどれだけ当事者にとっては困難な判断を強いられるかということを考えてだけでも、金額以上のものが私はあるのだろうというふうに思います。

この経過措置に関してお聞きしますが、これは国がそうしているからということもありますが、このような年度途中のある種の労働条件の変更という問題でありますよね、退職手当というのは。しかも重大な変更です。これを年度途中に行うということの公的な整合性というのはあるのでしょうか。これは、公務員に限らずですが、通常は私はありませんものというふうに思うのですが、その辺の認識をまずお尋ねしたいと思います。

**○堀江人事課総括課長** 国家公務員の退職手当の引き下げの中で、今回国のほうで、このような経過措置が法改正の中で設けられたわけですが、その労使も含めた交渉過程の中を仄聞いたしますと、できるだけ早く官民格差をなくすべきという中で、これまで

も同様の退職手当の削減といったことは何度かあったわけですが、その場合は、もう少し経過措置の期間を長目にとっていたこともございますが、今回の場合は、できるだけ早く民間に合わせるべしというところの中でこのような1年未満の経過措置が講ぜられたというふうに承知しているところでございます。これにつきましては、私ども県も官民格差があるのは事実でございますので、そういった国の考え方に準じまして、できるだけ早く民間に準拠すべきではないかということで、このような御提案を申し上げているところでございます。

また、先ほども答弁申し上げましたとおり、経過措置を1年単位とした場合、これは多額の財源が必要となりまして、その分については当然起債等についても対象になりませんので、私どものほうの一般財源でやっていかなければならないといった事情もございますので、そのようなことも含めて、このような経過措置を今回とらせていただきたいと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 今のような答弁ですと、結局退職手当は出さないに限ると、少なれば少ないに限るのだという話になりませんか。削減の経過措置があつて、しかもそれを本来の年度単位でやってしまうと多額のお金が必要だから問題だというふうに聞こえてしまうわけで、そうすると退職金などは払わなければ払わないほうがいいに決まっているみたいな話になってしまいかねない。私は、だからそういう言いわけがましい答弁はやめたほうがいいと思うのです。

さっきの答弁もそうですが、駆け込みだという話はマスコミでも書いていますけれども、駆け込みでも何でもないのでしょ。自分たちの老後の生活を守るために、その退職金を原資にして私たちは生きていくしかないわけですから。そうすると、それをもって制度の改変に応じて駆け込みの退職だなんということを、私は当事者であるあなた方が使うべき言葉ではないと思いますよ。国に準じたとはいえ、提案したのはあなた方なので、それを駆け込み退職だなんてふらちな言葉を私は使ってほしくないと思います。

ましてや最高額が最終的には400万円です。400万円の金を手にするか手にできないかということは、現下の情勢の中では、普通の人だったら当たり前のこととして、この期日に沿った退職判断というのをしてしまうわけですし、せざるを得ないわけです。それで、やはり働いている方々、しかもこれまで長年にわたって県政に尽力をいただいた方の退職なわけですから、そういう安易なマスコミ流の言い方を当局の皆様がするということについては、非常に問題だし、先ほどの条例の給与の削減の場合は、国の交付税減額という措置は問題だと知事も言っている。しかし、この退職手当に関してだけは、国の例に倣って地方自治体として判断してやると。やるならやるで、せめて今回、今年度から4月1日施行にしたのと同様に、経過措置も年度単位で行うというぐらいの構えがなかったら、まるで二重基準になってしまうのではないですか。給与は国のやり方はおかしいと言いながら、退職手当に関してだけは国の言うとおりとはいいませんけれども、それに準じてやってしまうと。これでは、県民に対して説明がつかないのではないのでしょうか、いかがでしょう

か。

○加藤総務部長 退職手当につきまして、低ければ低いほどいいというか、安上がりであればいいというような認識は全く持ってございません。今回国のほうで官民格差というような数字が出ているということでございまして、退職手当も給与の一環でございますので、それを民間準拠というか、合わせていかなければいけないという中で、それを受けとめて対応を検討したということでございます。基本的に官民格差が出ておりますので、それは一定の期間は要するにしても、合わせていかなければならないという中で減額というようなことをやっていくと。その中での経過措置ですので、実際には差はあるわけなのですが、影響額等それぞれの公務員の方々、対象者への影響ということがありますので、段階を国のほうでは講じているということでございます。

それを県としてどう受けとめるかということがございます。先ほど御紹介もありましたが、今回の退職手当のやり方について、官民格差があるので、それを是正しなければならないということは、データの問題としてありまして、それをちゃんと国民なり住民の皆様の御理解を得ていかなければならないという部分につきましては、私どもそれは制度としてそういうことかなと受けとめざるを得ないと思っておりますが、今回国のほうも非常に法律改正等、ある意味拙速だったと私どももそのように受けとめておりますし、実際に経過措置なり、施行時期等の関係で、その辺が十分議論が尽くされていないのではないかと、ある意味、報道等でも大分出ましたが、これは他県の例ということになります。一種の混乱というか、出たのではないかと感じております。

私どももそれを踏まえまして、本県におきましては、そういう混乱が出ないように、かつ経過措置でございますので、国に準拠したということもありますが、一定の期間の中で、そして国民の皆様、県民の皆様の理解を得られる中で格差是正を図っていく、そういう許容期間というものを考慮して設定したというところでございます。

なお、退職手当につきましても、年度単位で経過措置というか、期限を設定すべきではないかという議論もあろうかと思いますが、退職ということになりますと、それぞれのさまざまな事情もございまして、確かに通常年度末に退職される方が多いわけなのでございますが、この期間内においてもやめられる方もいらっしゃるということで、国ではこういう設定をしていると。その中で、私どももさまざまな制度趣旨、あるいは財源等をにらみ合わせて、こうした形の設定でいくべきではないかというような判断をしたものでございまして、その辺は安易に考えたということは全くございまして、さまざまな事情、あるいは実際の職員の退職判断というか、そうしたことへの波及とか、そのようなことも十分考慮いたしまして、検討を重ねた結果でございまして、御理解いただければと思います。

○久保孝喜委員 理解はなかなか難しいわけですが、この経過措置も含めてですが、例えば第1段階ではことしの9月30日で区切られるわけですが、9月30日までの方と、それから次の年にやめられる方とでは、当然のことながら金額に差が出てまいります。この経過措置に準じてやめていく方と、次の年度にかかってやめていく方にとっては、例えば

みずからの職務に忠実で、この仕事を果たさなければならないということでやめる方と、期限前にできるだけ有利な形で退職手当をとという方との差が当然のことながら出てくるわけです。そうすると、結果的に自分の職務を全うしようと思った方が、それ以前にやめる判断をされた方よりも、実際の手取りの退職手当が少ないということになってしまうわけで、その意味では極めて不公平な、公正公立を旨とする行政実務の中にあっては、制度自体がそういう不公平を生むということにならないのかという懸念はどうしても拭えないわけなのですが、そうしたことを含めて、これは私はもう年度単位で、少なくとも減額そのものの問題ですけれども、少なくとも年度単位での経過措置ということが考慮されてしかるべきだと思うのですが、そのことをしなかった最大の理由、そしてそのことによって生ずる財政負担の額、これを示していただきたいと思います。

○堀江人事課総括課長 まず、今久保委員からお話がありました第1段階と第2段階、ことしの10月1日のところが境目になるわけですが、その前に仮におやめになるというお話になりますと、これはいわゆる定年とか勸奨によらない普通退職という扱いになってしまいますので、これはその後来年の3月31日におやめになる場合と比較した場合、明らかに第2段階に入ったとしても、職員が支給される退職手当の額は、来年の3月31日に定年等でおやめいただくほうが支給額は多くなるということになります。

それから、2点目として、経過措置を年度末まで引っ張った場合、財政的にどうなるのかというお話ですが、仮にでありますが、1回目の経過措置は100分の98にするわけですが、これを10月ではなくて来年の3月31日、いわゆる平成25年度末とした場合は、約9.3億円程度が新たに財源として必要になります。また、2回目の経過措置は100分の92にするわけですが、これを平成26年度末とした場合については、同様に新たな財源として7.6億円程度が必要となる。これを一般財源で対応しなければならぬということが出てまいります。

○久保孝喜委員 今新たにという言葉がありましたけれども、本来下げなければ、当然払わなければならない退職金だったわけでしょう。それを新たに負担しなければならないみたいな話にしてしまうところに、どうも提案をする側の安易さというか、問題点が私は透けて見えるような気がするわけです。先ほどの駆け込みの問題も含めてそうなのですが、非常に私は問題が多い条例改正だと主張をして終わりたいと思います。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員 議案の取り扱いについて確認したいことがあるので、よろしければ休憩していただきたい。

○五日市王委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**五日市王委員長** 再開いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**及川あつし委員** 議事進行。先ほど休憩中に確認をさせていただいたわけではありますが、できるのであれば継続審査として、本来であればこれくらいヘビー級な条例については、もっと深い議論をしてしかるべきかなと思っておりますので、我が会派とすれば、議案第24号については継続審査にさせていただきたいということでもあります。

○**五日市王委員長** この際、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**五日市王委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先に継続審査について採決いたします。

本案を継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立少数であります。よって、本案は継続審査しないことに決定いたしました。

それでは、採決に先立ち、これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**及川あつし委員** 議案第24号について、やむなく反対する立場から討論を申し上げたいと思います。

この点につきましては、ただいま質疑が交わされましたとおり、本来国会が決断できるステージでもっと早く議論をし、国民に周知徹底をして制度設計すべきものを、先ほどの質疑でもありましたように、拙速に法律を通し、地方に無理を事実上押しつける結果になったということでありまして、社会的にも大きな問題になっている内容であります。

そのような問題が多い中で、岩手県として国の例に準じて、これを即座に実行するということについては、にわかに賛成しがたく、本来であれば継続的に審査をして、議論を深めて、その影響について最小限にするべきだと考えておりましたけれども、ただいま継続審査については否決をされましたので、やむなく議案第24号については反対をさせていただきます。以上です。

○**五日市王委員長** ほかに討論はありませんか。

○**久保孝喜委員** 議案第24号に反対の立場で討論を申し上げたいと思います。

反対の理由は、今及川委員からもお話がありましたけれども、この問題は民主党政権時代に国と地方の関係性という点では、かなり不十分さはあったものの一定の方向が示されたわけなのですが、残念ながら昨年の総選挙以後、国と地方の関係が極めて硬直的な、そして一方的な、もっと言えば強権的な関係に国が立つというような振る舞いが見えているわけですし、その一つの象徴的な例が給与削減にかかわる交付税の減額であったり、あるいはこうした退職手当に関する国の審議がほとんどないまま法律を決めてしまうというや

り方、しかも地方にそれを押しつけるというやり方が極めて象徴的だと思います。

しかも、この事態を受けて、地方自治体の側が、まさに国と地方は水平的関係であって、上下の関係ではないのだという立場に立つなら、少なくとも方向性は仮に了解をしたとしても、その手だてについては、今問題になっている経過措置などについては、地方自治体としての矜持を示す、立場をきちんと示していくということが求められているものだというように私は思っております。本県にあっては、4月1日ということで、一定の前進はあったわけですが、しかし経過措置においては、国の例に倣うしかないという態度を示されていることは極めて問題だというふうに思っております、よってこの議案第24号の退職手当の減額については反対をいたすものでございます。

○**五日市王委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**堀江人事課総括課長** 議案第44号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その2）の73ページをお開き願います。また、参考資料として、契約予定者のプロフィールをお手元に配付しております。この議案は、平成25年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

議案書のほうで御説明申し上げますが、まず1の契約の目的でございますが、地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告の提出を受けるものであります。2の契約期間の始期は、平成25年4月1日とするものであります。なお、契約の終期につきましては、同法第252条の36第6項の規定によりまして、毎会計年度の末日とされております。

少し飛びまして、5の契約の相手方は、尾町雅文公認会計士であります。尾町氏は、平成22年12月に公募により選任した方であり、本年度の包括外部監査におきましては、知事部局の委託契約についてをテーマに公認会計士としての豊富な見識、幅広い知識とすぐれた洞察力を生かして監査を行っていることと認められることから、引き続き契約をしようとするものであります。

尾町氏の履歴についてでございますが、お手元に配付しております契約予定者の主な履歴をごらんください。主な履歴を申しますと、尾町氏は昭和53年11月に青山監査法人、

平成7年4月に有限責任監査法人トーマツに入社、平成23年10月に尾町雅文公認会計士事務所を設立され、これまで民間会社や公的法人など多くの監査業務への従事経験を有しております。

また、宮城県や仙台市の包括外部監査委員を務められたほか、現在は日本公認会計士協会東北会会長、日本公認会計士協会常務理事の要職を務められておられます。年齢は、現在59歳でございます。なお、地方自治法第252条の36第3項の規定により、同一の者と連続しての包括外部監査契約を締結できる回数は3回までとなっており、尾町氏との契約締結は、平成23年度から今回で3回目でございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、3の契約金額でございますが、相手方へ支払う額は、監査の結果に関する報告の提出後に実際に監査に要した日数等に応じて精算の上一括払いとするものでございまして、現時点において確定させることは困難でございます。このため平成22年度に公募を行った際に、尾町氏から御提案いただいた監査費用が1,280万円であり、この金額が当方の積算額を大きく下回っていたことから、昨年度と同様、この金額をもって上限額とし、その旨を明記し、契約しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第89号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**紺野市町村課総括課長** 議案第89号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案(その6)の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元にお配りしております説明資料の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

第1に、改正の趣旨でございますが、カワウの捕獲等の許可等に係る事務を新たに滝沢村が処理することとする等所要の改正をしようとするものでございます。

第2に、条例案の内容でございますが、まずこれまで移譲実績のある事務につきまして、新たな市町村が処理しようとするものが4法令ございます。それらを滝沢村及び平泉町に移譲しようとするものでございます。

次に、地域主権改革の第2次一括法に伴うものとして1法令ございまして、この法令より市町村の事務権限とされたものを事務処理特例条例の市町村が処理することとする事務から除く改正を行おうとするものでございます。

次に、その他所要の整理といたしまして、生活環境保全条例の一部改正等に伴いまして、条項等の整理を行おうとするものでございます。

第3に、施行期日等でございますが、平成25年4月1日及び生活環境保全条例関係につきましては、同条例の一部改正の施行日の平成25年10月1日から施行しようとするものでございます。さらに、権限移譲に伴いまして、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。

初めに、受理番号第65号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**高橋分権推進課長** 受理番号第65号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願につきまして、お手元に配付いたしております資料の地方分権改革の動向等についてにより参考説明いたします。

まず、1の最近の地方分権改革を巡る動向についてでございますが、近年の地方分権改革は、主として国の地方分権改革推進委員会の勧告に基づいて行われており、政府においては、この勧告を踏まえた地域主権戦略大綱を定め、いわゆる地域主権改革として推進してきたところでございます。地域主権戦略大綱では、義務付け、枠付けの見直しなど9項

目について改革の方針が示され、それぞれ取り組まれてきたところでございますが、このうち本請願の趣旨に関連する事項は、①の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、③の国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）及び⑧のうち道州制の部分と考えられるところでございます。

なお、国においては、政権交代を経て、今月上旬になりますが、これまでの地域主権戦略会議を廃止し、新たに地方分権改革推進本部を設置し、引き続き地方分権を推進する体制としていただいております。

次に、本請願の趣旨に関連し、2の地域において国が果たすべき責任と役割に関する改革の状況について説明いたします。まず、(1)の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大についてでございますが、これまで4次にわたる見直しが行われており、このうち第1次、第2次の見直しにつきましては、既に平成23年に一括法が成立し、施設・公物設置管理の基準などの見直しが行われ、本県におきましても条例の制定や改正などを行ってきたところでございます。

第3次見直しにつきましては、291条項について法案が決定され、昨年3月、国会に提出されたところでございますが、先般の衆議院の解散により廃案となっているところでございます。今般、これまた今月上旬になりますが、第4次見直しとして、地方からの提案を含め、48項目にわたる見直しが閣議決定されたところでございますが、さきに廃案となりました第3次見直し分とあわせて、新たな第3次一括法として今通常国会に法案を提出する予定とされているところでございます。

なお、義務付け、枠付けの見直しに伴い、条例に委任された事項等につきましては、これまで国が基準を直接法令で定めていたものでございますが、条例委任に当たって、従うべき基準、標準、参酌すべき基準が法令で定められ、地方においてはこれを踏まえながら、地域の実情に応じた基準を制定しているものでございます。

次に、2ページに参りまして、(2)の国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）につきましては、国の地域主権戦略会議において取組方針が示され、各般にわたる取り組みが検討されてきたところでございます。このうち出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲につきましては、昨年11月に関連する法案が閣議決定されているところでございますが、現在まで国会には未提出となっている状況でございます。

そのほか直轄道路、直轄河川やハローワークについて検討等がなされてきており、ハローワークにつきましては、本県を含めて国と地方による一体的な取り組みが実施されているほか、昨年10月からはハローワークを地方に移譲したことと同じ状況をつくり出す特区を、埼玉県と佐賀県の全国2カ所で実施しようとする取り組みも行われているところでございます。一方、直轄道路や直轄河川等につきましては、大きな進展を見ることなく現在に至っているところでございます。

3点目として、(3)の道州制に関する政府の最新見解についてでございますが、特に政権交代後、話題となることも多くなっておりますけれども、政府としては、この1月か

ら2月にかけて、衆参本会議等におきまして、安倍内閣総理大臣が与党において道州制に関する基本法の早期の制定を目指し、議論が行われており、政府も連携して取り組むと正式に表明しているところでございます。

最後に、これらに対する本県のスタンスでございますが、地方分権改革全般につきましては、地方六団体としてこれまで進めてきた地方分権改革の歩みをとめることなく、さらに改革を進めることを要請しているところでございます。

一方、国の出先機関に関連いたしましては、東日本大震災津波における対応もございませうことから、県の東日本大震災津波に関する要望につきまして、直轄事業を強力に推進するため、マンパワーの確保等による体制強化を要請しているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○**五日市王委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第66号被災ローンの法整備を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**鈴木生活再建課総括課長** 被災ローンの法整備を求める請願の審議に当たりまして、お手元にお配りしております資料に基づき、個人債務者の私的整理に関するガイドライン及び被災者生活再建支援金につきまして参考説明を申し上げます。資料は3ページものですが、1ページと2ページが個人債務者の私的整理に関するガイドライン、3ページが被災者生活再建支援金についてまとめているところでございます。

まず、1ページの1、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの概要について御説明申し上げます。(1)の対象者につきましては、震災の影響により、現在既に債務を弁済できない、または近い将来弁済できなくなることが確実と見込まれる方となっており、(2)の手続の流れにつきましては、まず債務者からの申し出によりガイドライン運営委員会において弁済計画案を作成し、この弁済計画案を金融機関等に提示し、全ての債権者の同意により債務の減免が成立する仕組みとなっているところでございます。(2)の図は、手続の流れ等を図示したものでございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

(3)のガイドラインを利用するメリットとして、いわゆるブラックリストへの登録を回避できることや、弁済計画案作成に係る弁護士費用を国が負担すること、そして自由財

産として、支援金、義援金、弔慰金のほか、500万円を手元に残すこと等が可能であることが挙げられているところでございます。

次に、2の現状と課題についてでございますが、本県における個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の成立件数は、本年3月15日現在で68件となっておりまして、被災者の皆様への周知と債務整理の促進が大きな課題となっているところでございます。

次に、3の運用の見直しと金融機関による債務者への周知の状況についてでございますが、(1)の主な運用の見直しといたしまして、自由財産の上限の引き上げでありますとか、申出書式の簡素化などができるようになったところでございます。

2ページをお願いいたします。(2)の周知の状況についてでございますが、これまでの運用の見直しや国の周知徹底の要請を踏まえ、金融機関におきましては、条件変更を行っている債務者を除外することなく改めて利用を提案することや、ダイレクトメール等により、直接債務者の皆様に無料相談会の参加を案内することなどを行っているところでございます。

次に、4の県の取組状況についてでございますが、(1)のガイドラインの周知につきましては、各種広報媒体を活用した周知等を実施しているほか、沿岸地区で被災者を支援する立場にある市町村職員の皆様方への説明会を開催したところでございます。また、被災者相談支援センターにおきまして、弁護士等の専門家による相談支援や、ガイドライン運営委員会への橋渡しを行っているところでございます。このほか金融機関等への要請につきましては、岩手県銀行協会等へ個別に要請したほか、会議等におきましても要請を行っているところでございます。

(2)の関係機関等との連携についてでございますが、岩手弁護士会と昨年11月から毎月1回、定期的に意見交換を開催しているほか、ガイドライン運営委員会岩手支部や金融機関等と連携し、被災者相談会を実施しているところでございます。

(3)の国への要望についてでございますが、これまで機会あるごとに、個人の二重債務問題の早期解決に向け、積極的な支援を行うよう国に要望してきたところでございまして、直近では本年2月9日に、達増知事から安倍内閣総理大臣に対しまして要望書を提出したところでございます。

次に、5の今後の取組についてでございますが、関係機関と連携した積極的な周知とともに、被災者への相談支援や情報提供を適切に行い、被災者一人一人の生活再建を支援することとしているところでございます。

また、岩手弁護士会等との意見交換等を通じまして、債務整理の望ましいあり方等につきましても議論しつつ、引き続き国に対しましても、二重債務解消に向けた支援を要望していくこととしているところでございます。

次に、3ページの被災者生活再建支援金につきまして御説明申し上げます。

まず、1の制度の概要について御説明申し上げます。(1)の支援の内容につきましては、

住宅の被害の程度に応じまして、最大 300 万円の支援が受けられるものでございます。

(2) の拠出金等につきましては、今回の震災に係る支援金の支給見込額 4,400 億円、これは全国でということでございますけれども、国の補助率が 50%から 80%に引き上げられるとともに、都道府県の拠出につきましては、特別交付税措置が行われたところでございます。

2 の国への要望の状況につきましては、本県と北海道東北地方知事会におきましては、これまでも制度拡充を要望してきたところでございますが、全国知事会では、都道府県の負担について方向性が決まっていないということのために要望見送りとされているところでございまして、国からは慎重に検討すべきとの回答があったところでございます。以上で参考説明を終わらせていただきます。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川あつし委員 意見として申し上げますが、予算特別委員会総括質疑においても、我が会派の代表として、私はこの問題について改めて取り上げさせていただきました。同様の趣旨の請願であることから、ぜひ今定例会において採択をし、政府に対して再度しっかりとした意見書として申し上げるべきだと思っております。請願項目の 1 については、そういう内容であります。

2 については、若干お尋ねなのですが、この金額の決定については、国の考え方というところで説明がいろいろありますが、もう少しかみ砕いて説明していただけないでしょうか、おわかりであれば、立法経緯云々とあるのですが、わかる範囲で結構なので、2 の (2) の部分についてお尋ねしたい。

○鈴木生活再建課総括課長 被災者生活再建支援金の拡充の要望に係る国の考え方についてでございますけれども、内閣府でございますが、被災者生活再建支援金の支給額につきましては、平成 16 年の法改正によりまして、従来の最大 100 万円から引き上げを図り、被災直後の当座の生活資金に充てるための生活関係費として最大 100 万円、住宅再建の初期費用として、ローン経費など居住関係経費として最大 200 万円、合計 300 万円の支給を受けているというところでございます。

また、平成 19 年の法改正がございまして、その中では、年収、年齢要件の撤廃であるとかの改正を議員立法で成立しているということでございます。支給限度額の引き上げにつきましては、このような立法経緯でありますとか、見舞金的な性格を有するものとして他の制度のバランスであるとか、国、地方の財政負担などを考慮して、慎重に検討すべきだということで、実現には至っていないということでございます。

○及川あつし委員 この部分についても、間違っていればあれなのですが、きのうですか、地価の公示額が公表されて、二重ローンもしっかり債務整理できていない、土地の収用もなかなかうまくいっていない、そして住宅取得の事実上の経費についても、きのうの公示価格が示しているように、かなり被災者の皆様にとっては厳しい環境になるなということを思っております。そういう観点から、請願項目の 2 についても、増額についてしっかりと

と働きかけるべきだという意味で、我が会派としては、ぜひ両請願事項とも採択をしていただきたいという旨を申し上げて終わります。

○高橋元委員 被災地の住宅再建は大変重要なことで、議会でも議論されております。その支援のあり方が、果たしてどういう形がいいのかということ、いろいろもう少し深く議論する必要があるのではないかと、私は思います。そういう意味からも、国に対する意見書であっても、もう少し議論を深める意味でも、私は継続審査にすべきではないかという思いをしております。

○五日市王委員長 取り扱いに入っておりますが、ただいま採択と継続というお話がございましたが、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 それでは、本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

この際、総務部から、専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤総務部長 今定例会終了後、年度末までの間に専決処分を予定している案件について御説明申し上げます。

岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分であります。今回国会に提出されております地方税法の一部を改正する法律案に基づきまして、お手元に配付しております資料のとおり、資料の法律案の概要に記載されております内容で、地方税の平成25年度税制改正が予定されております。

この法律案の概要のうちの2ページ目の後段に、県税条例の改正を要する規定のうち、この4月から施行する必要があるものにつきまして、枠囲いがございますが、追加記載しております。

県税条例の改正を要するものは3点でございますが、不動産取得税に係る特例措置等の適用期限の延長、自動車取得税に係る特例措置の対象範囲の拡大、狩猟税に係る特例措置の適用期限の延長となります。

この4月から施行するものにつきましては、早急に条例改正を要しますことから、国会におきまして、年度末までに法案が成立いたしました場合、その法律の内容に応じまして、年度末に専決処分させていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員 何回も済みません。ちょっと質問したいことがあるのですが、内容が私の中で松竹梅といろいろ書いているのですが、次の委員会運営について、4のその他で諮りますよね。五日市委員長から提案があると思うのですが、もし次の閉会中の委員会で審査をする継続審査案件に、過日膨大な資料をいただいた岩手県広域防災拠点整備構想案について入るのであれば、きょうの質疑については竹ぐらいにしたいなど。もし、入らないのであれば松ぐらいにしたいなど思っているのですが、梅もありますでしょうか。

というのは、前回五日市委員長の取り計らいで、せっかく兵庫県に行って、我々は広域の防災拠点については見てきていますし、いろんな考え方も各委員あると思いますし、きちんと案も出てきているので、しかるべき質疑をしたいなという趣旨なのですが、どうでしょうか。

○五日市王委員長 それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

○及川あつし委員 御協力ありがとうございました。では、太い部分については、せっかくでありますので、閉会中の委員会においてお話をいろいろお尋ねしたいと思います。

広域防災拠点整備構想については、先ほども申し上げましたが、五日市委員長の計らいで我々兵庫県に行ってまいりました。阪神・淡路大震災の経過も踏まえて、非常に機能としてすばらしい、Aグレードのものを見させていただいたなど思っているのですが、本県の構想が出てまいりまして、その中でいろいろ読んでもちょっとイメージができない部分が多々あるのですが、きょう確認をさせていただきたいのは、我々が兵庫県で見てきたのは、集中配置型というのを見てまいりました。非常にすばらしいもので、財政的にも環境的にも許すのであれば、今後さらなる被害も想定されている中でありますので、そういう方向もいいのかなど思っていたのですが、今回構想で出てきているのは分散連携型ということで、いろんな施設をネットワーク化してとなっておりますけれども、今既存の施設をつなぐような話なのかというふうに理解したのですが、いろいろ説明が書かれていますけれども、本県としては広域防災拠点の整備については、もう現段階において分散連携型ということでフィクスされたということでのいいのでしょうか。その内容を若干説明していただきたい、確認をさせていただければと思います。

○小山総合防災室長 広域防災拠点体制については、2通りのパターンといいますか、分散連携型と集中配置型というふうな形で我々も検討させていただきました。今の質問にストレートにお答えすると、決して分散連携型だけを狙っているということではなくて、集中配置型につきましても、将来金の工面とか、そういったものも踏まえながら検討する課題だとは捉えてございます。

ただ、早急に災害対応を図っていくという意味では、そういった時間のかかる、金のかかることを目指すことよりも、既存の施設を利用して、早い時期に広域防災拠点体制をつ

くっていくというような面からは、分散連携型というふうなことで当面検討していくという考え方であります。

○**及川あつし委員** 後方支援拠点についても、我々も見てまいりましたけれども、2年前のときには、遠野市が事実上の後方支援拠点になって、今後2カ所程度しっかり整備していくというふうな話だと思うのですが、これについては次回に譲りたいと思います。

読んでいて、今小山総合防災室長から説明いただいたように、必ずしも集中配置型を排除しているようには見えないのですが、どうも私がわからなかったのは、これも当委員会で見学したときに、消防学校についてどうするのだという話があって、これがこの構想の中で見えない。

あともう一つは、盛岡の広域消防の拠点が、今度盛南開発地域に移ります。これがどうなるのか。それと、この構想についての接点が私の中では見えなかった。消防については、今回詳細はありませんけれども、何かいろんな話が出回っていて、その話と、この構想が全く見えないのです。将来的な集中配置型を目指すのであれば、盛岡の中央消防署の整備、あとは消防学校、これもきちんと位置づけられながらやっていかなければいけないなと思っているのですが、その辺についての概略の説明で結構です。きょうは竹の質問ですから、どのように考えているのか、そこが見えないと、我々が見てきた広域防災拠点のイメージと全くマッチングしていないので、そこについて、ちょっと御説明いただければと思います。

○**小山総合防災室長** 当面は分散連携型でいくというふうな御理解をいただければと思うのですが、今の段階で、例えば、人、物、それから情報という機能について、このような機能を持つべきというのを構想の中でまとめてございますが、そのような機能をどのような施設に持たせるのかということについては、平成25年度に、県内の施設をいろいろ調べながら考えていきたいと思っておりますけれども、その一つの候補として、実際3月11日でもそういう役割を担ったのですが、消防学校というものも位置づけの中には入ってございます。これは、いわゆる分散連携型の連携施設と言ったらよろしいのでしょうか、そういう形でイメージしてございます。

もう一つは、本部も含めてですが、中央消防署の移転の話につきましては、現在のところ施設例としては載っていないところではございますが、来年度の調査の中でどうなるか、そこがちょっとわかりません。いわゆる分散連携型としての機能をお願いするのかしないのかという意味です。いわゆる集中配置型をどう今後構築すべきかという話につきましては、全く今は何も無い状況でございます。

○**伊藤勢至委員** 短くやります。早いもので、きょうで2年と11日が経過したわけがあります。そういう中で、応急仮設住宅という部分について、何か変化があったのでしょうか。まずお伺いをしたいと思います。私たちは、発災後、避難場所に皆様方が避難をされて、そこではプライバシーも何もないから、まず応急仮設住宅を建てて移ってもらおうということをやってきました。そして、発災の年のお盆前という話をしてきましたが、いろん

なものがそろそろ、そろわないということがあって、10 月ごろに応急仮設住宅に移られた。ですけれども、いまだ2年たっても応急仮設住宅なわけでありますが、気になりますのは、県の人、あるいはマスコミもそうですけれども、このごろ応急が抜けて、仮設住宅という言い方になってきているような気がいたします。したがって、何か制度的に変わってしまったのか、もしそれがなければ、あくまでも応急仮設住宅と、こう言っていただきませんか、皆様方が大災害を風化させたくないという一方では言いながら、応急を外してしまうということは、どうもみずからが、皆様方が、あるいは私たちかもしれませんが、応急仮設住宅に住んでいる方々という言い方を維持していかないと、風化をみずから認めてしまうことになるのだと思います。

そして、被災をしなかった人たちには、応急が取れて、あるいは仮設ではなくて本格的な災害公営住宅に移っていただくまで、これはあくまでも応急がついた仮設住宅、こういうふうに言っていて、この応急を取ってあげるのが一番先の狙いであり、今2万3,000世帯の方々が、なお応急仮設住宅で不自由な暮らしをしています。隣の音が聞こえる、夜トイレに入ったら朝まで流さない、そういったことの積みもりが、2年もたつてくると非常なストレスになって、隣同士の会話もない、外に出ない、こんな形になっていくわけでありますので、その根っこは、この応急ということを常に忘れないためにも、それをつけていくべきだと思うのでありますが、何か2年たったら応急が外れるとか何かルールがあるのですか。ちょっとお伺いします。

○高前田理事兼副局長 今伊藤委員御指摘の応急仮設住宅についてでございますけれども、応急仮設住宅は、応急仮設住宅でございますして、私どもも対外的な説明をする際には、応急仮設住宅、それからみなし仮設住宅といったようなことで、しっかりと今の状況を説明するように努めてまいりますし、何よりも一日も早く応急仮設住宅から恒久的な住宅に入っていただくということが私たちの使命だというふうに考えております。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

前列では、高前田理事兼副局長、そして稲葉秘書広報室長、きょう出席をしておりますが、菅原会計管理者が退職をなされるということでもあります。また、加藤総務部長は御異動なされるということもございますので、これまでの県勢発展に対する御尽力に改めて感謝の意と敬意を表したいと思います。(拍手)

せっかくでございますので、答辞をいただければと思いますが。

○高前田理事兼副局長 突然の御指名でございますけれども、私は公務員生活 38 年でございますが、最後の年に、公務員生活の冥利に尽きるような、公務員生活の最後を締めくくるようなこの部署に配属されたことは非常に名誉なことで、感謝を申し上げます。ただ、成果につきましては、内心じくじたるものがございます。一方で、被災地におきましては、私どもの職員の頑張り、それから被災地の方々の皆様の頑張り、ようやく復興

のつち音が響き始め、そして瓦れきの向こう側に光が少しは見えてきているというふうに思います。

これから私は、県の組織を離れることとなりますけれども、これからも自分のライフワークといたしまして、復興に何らかの形で携わっていききたいと、オール岩手を実践していきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○**五日市王委員長** 続きまして、稲葉秘書広報室長、お願いします。

○**稲葉秘書広報室長** 私は、37年間、県職員として仕事をさせていただきました。このように長く勤めるということは、当初は考えておりませんでしたけれども、皆様の御支援をいただきながら、ここまで務めてくることができたなということで、非常に感謝しているところでございます。

復興に当たりましては、私も本当にいろんな皆様の御支援をいただいているというようなことを感じておりますし、被災地の皆様は、職員の方も含め、被災された方も含めて本当に大変な中で、一步一步前に進もうという姿が見えますし、それを私どもも県民が丸となって後押しをしていかなければいけないなということを感じる日々でございました。退職後も、親戚が被災したということもございまして、被災地にも心を寄せながら、できることをしっかりやっていきたいと思っております。本当に長い間ありがとうございました。(拍手)

○**五日市王委員長** 加藤総務部長、よろしくお願いします。

○**加藤総務部長** 岩手県で4年間お世話になりました。4年間、ずっと総務委員会が所管の委員会ということで、大変これまで鍛えていただきました。

4年間の仕事を振り返りますと、ちょうど中間で大震災がございまして、前半はさまざまな業務をやらせていただきました。後半、復旧、復興を特に下支えする役回り、それと災害対応ということで務めさせていただきました。振り返ると、できたことは小さいというか、足りないところが多かったかと思えますし、残してしまったことも多いのではないかなと、こう思っております。

県議会では、充実した審議を今後も続けていただきまして、それを復旧、復興の推進力につなげていただきまして、そして県、沿岸被災地の新しい姿を描いていただければと思っております。

私は、国のほうに戻ることにありますが、岩手県を離れましても岩手県に思いを寄せて、そして被災地のことをずっとウオッチし、自分のできるところで、また被災地のために仕事に取り組んでいきたいと思っております。引き続き岩手県の地を愛し、そして岩手県の復興を祈念していきたいと思っております。

皆様方、岩手県は復旧、復興の途上でございますが、必ずや復旧、復興がなることを祈念しております。4年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○**五日市王委員長** それでは、お体にはくれぐれも御留意をなされまして、引き続き県勢

の発展と、我々後進に対しましての御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、本日の審査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦勞様でございました。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目については、沿岸地域の鉄道の復旧について及び広域防災拠点構想についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては当職に御一任願います。追って、継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦勞様でございました。